

## ．飲料水質に対する国民の関心の高まり

安心して飲める水の供給は、水道の最も基本的な役割である。また、国民の安全でおいしい水への要求、水道水質への関心はますます高くなってきている。しかし、水源における水質汚染及び汚濁の進行、未規制化学物質や病原微生物等に対する安全確保など、水道水質に係る課題は多い。

また、給水装置に関しては、おいしい水や生活の利便性向上のニーズから、従来想定していなかった類のもの（元付浄水器、活水器、循環式ふろがま、タンクレス洗浄便器等）が出現しており、その維持管理のあり方や、新たな構造のものの取り扱いについて、検討する必要があるが生じている。

### 1. 飲料水質への国民の関心

- (1) 安心して飲むことができる安全な水の供給は、水道の最も基本的な役割であり、水にかかわる国民の最大の関心事である。
- (2) ボトル水や浄水器の普及のように、より安全でよりおいしい高い水準の水質への要求が大きくなってきており、水道水質への関心も高まっている。

表 水とかかわる豊かな暮らし（平成13年度内閣府調査；複数回答）

| 回 答 内 容                           | 割合(%) |
|-----------------------------------|-------|
| 安心して水が飲める暮らし                      | 75.3  |
| いつでも水が豊富に使える暮らし                   | 56.6  |
| おいしい水が飲める暮らし                      | 47.3  |
| 身近に潤いとやすらぎを与えてくれる暮らし              | 34.8  |
| 洪水の心配のない安全な暮らし                    | 34.5  |
| ウォータースポーツや魚釣り等の水辺レクリエーションが楽しめる暮らし | 17.8  |
| その他                               | 0.2   |
| 特になし                              | 1     |
| わからない                             | 8     |

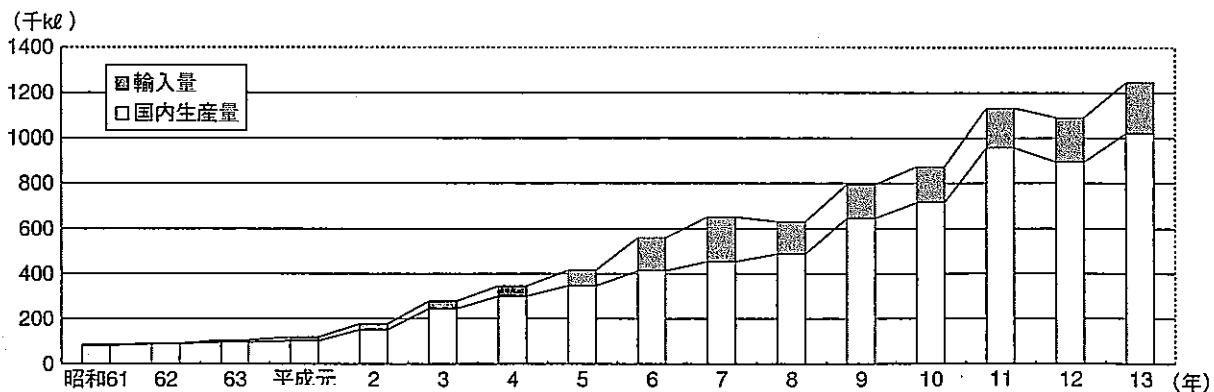


図 ミネラルウォーターの生産量と輸入量の推移

(日本ミネラルウォーター協会資料を基に国土交通省水資源部作成)

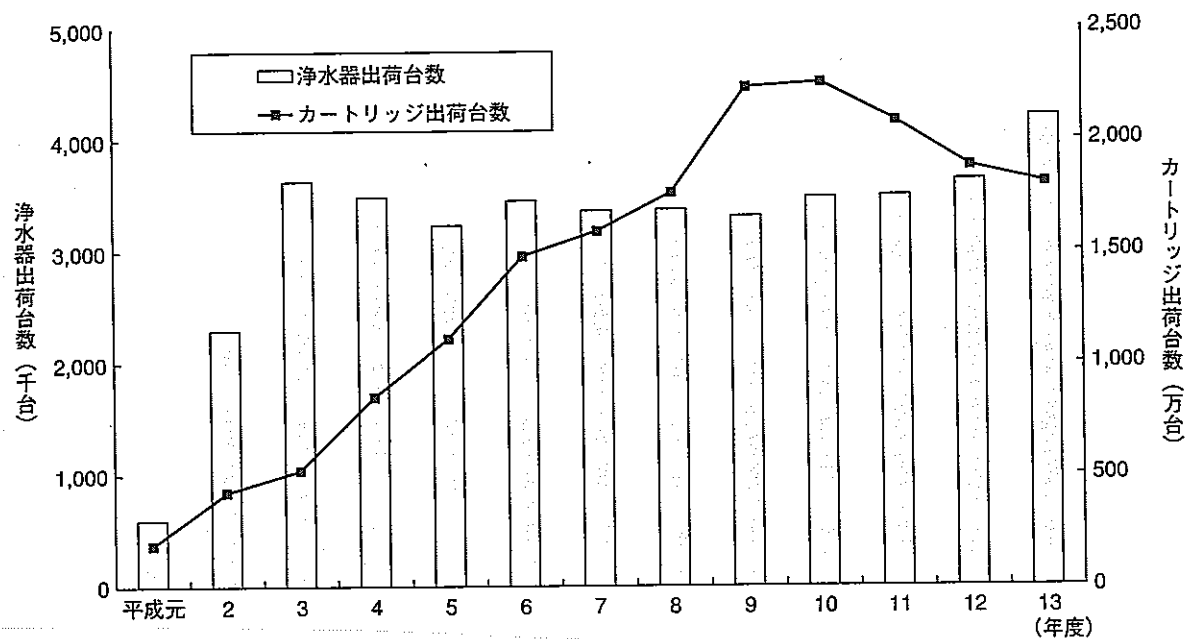


図 浄水器及びカートリッジの出荷台数の推移 (浄水器協議会調べ)

## 2. 水道水源の水質の状況

- (1) 水道水源の状況を見ると、公共用水域の水質は、河川については改善が進んでいるものの、湖沼の水質改善は進んでいない。地下水については、テトラクロロエチレン等の化学物質等による汚染も改善されていない。また、水源の水質悪化等による水道水に係る異臭味被害等も多く発生している。
- (2) さらに、内分泌攪乱物質等様々な物質による環境汚染、クリプトスポリジウム等病原微生物に対する安全性の確保も大きな課題となっている。

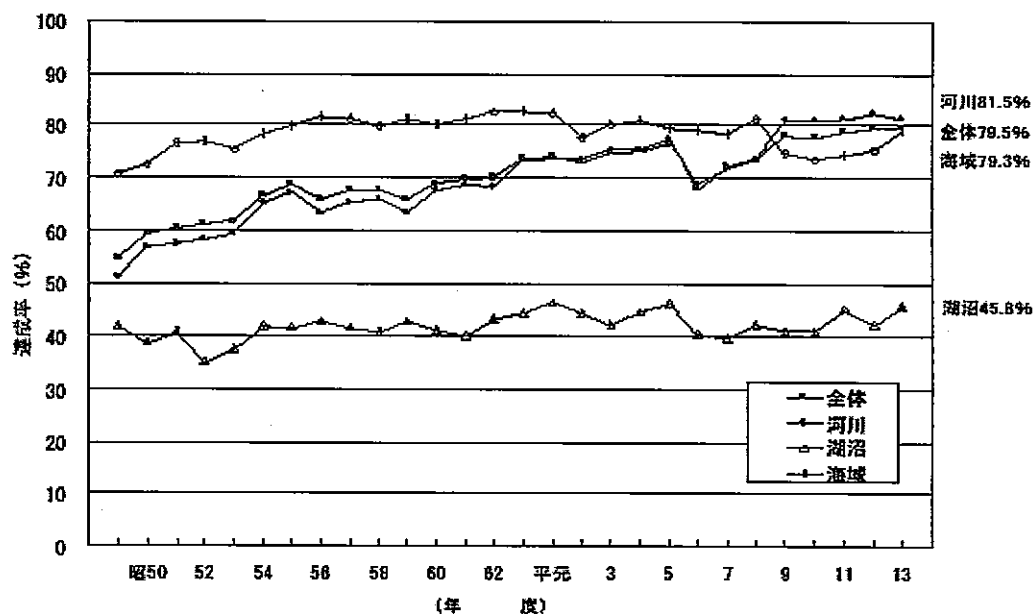


図 公共用水域の環境基準達成状況 (BOD, COD)

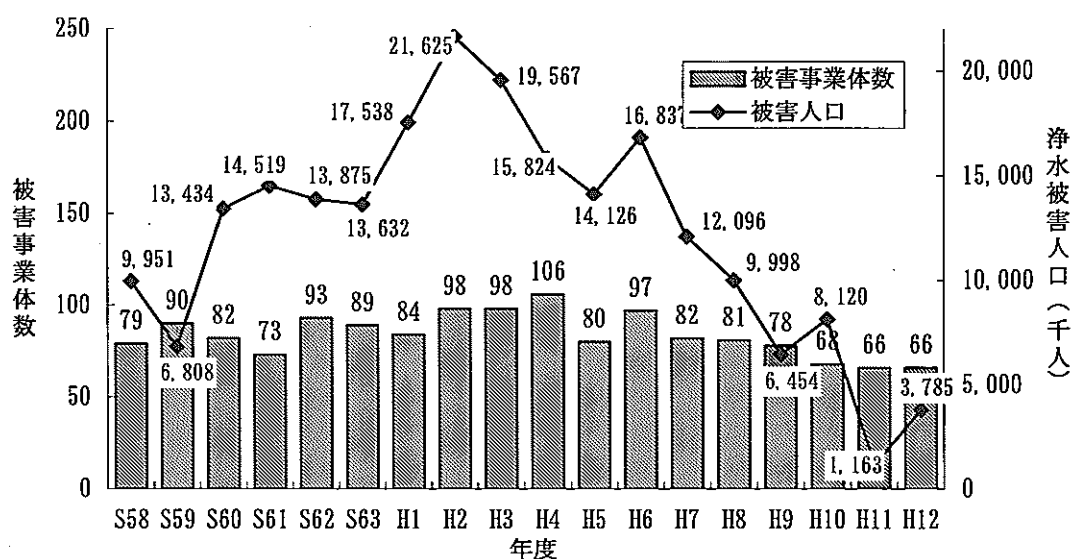


図 水道水における異臭味の発生状況

### 3. 地方公共団体及び水道事業者等における取り組み

このような状況に対処するため、関係地方公共団体においては水源保全のための条例の制定等、水道事業者等においては、水源の転換や高度処理の導入等の対策が推進されている。

しかしながら、水道における異臭味被害の発生、社会・経済活動等により排出される様々な化学物質の環境中での検出等による水道水源水質への不安感等もあり、飲料水として水道水を直接飲用している人の割合は概ね4割程度であるとの調査結果もある。

表 水源保全に関する内容別の取組状況（平成12年度末現在）

| 内 容            | 実 施 状 況                                   |
|----------------|-------------------------------------------|
| 水源保護等の条例の制定    | 180 市町村等<br>(5 都道府県 44 市 104 町 26 村 1 団体) |
| 水源保護等の要綱・要領の制定 | 14 市町村等 (11 市 3 町)                        |
| 基金の制定          | 33 市町村等 (2 都道府県 14 市 13 町 2 村 2 団体)       |
| 水源涵養林への関与      | 85 市町村等 (7 都道府県 42 市 27 町 3 村 6 団体)       |
| 流域協議会の組織・参加    | 97 市町村等<br>(6 都道府県 45 市 25 町 11 村 10 団体)  |
| 上流排水処理施設への援助   | 24 市町村等 (2 都道府県 13 市 6 町 2 村 1 団体)        |
| その他            | 65 市町村等 (5 都道府県 32 市 21 町 6 村 1 団体)       |

表 高度処理の導入状況（国庫補助事業）（平成11年度末現在）

|              | 事業主体数 | 施設数 | 処理量（m <sup>3</sup> /日） |
|--------------|-------|-----|------------------------|
| 活性炭処理        | 31    | 37  | 2,066,942              |
| オゾン＋活性炭      | 19    | 24  | 6,893,465              |
| 生物処理         | 3     | 3   | 173,100                |
| 生物＋オゾン＋活性炭処理 | 3     | 4   | 1,151,800              |
| 生物＋活性炭処理     | 3     | 3   | 315,630                |
| 膜処理          | 9     | 11  | 54,280                 |
| その他          | 33    | 41  | 1,038,398              |

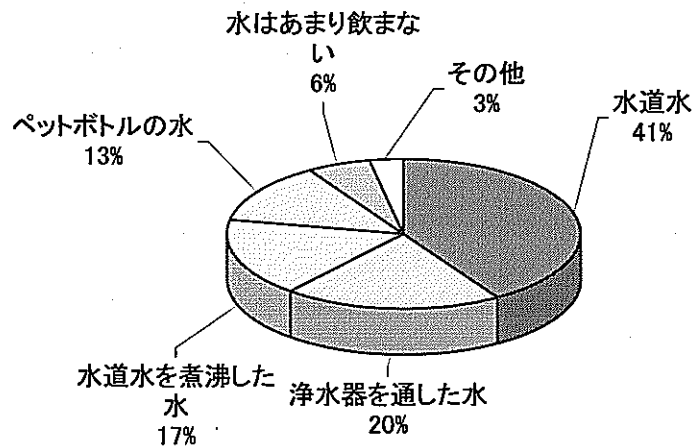


図 飲み水として利用している水（平成10年度国土庁調査）

#### 4. 簡易専用水道の適切な管理の推進

簡易専用水道については、関係者の努力により、定期検査の受検率の向上が図られてきているものの、引き続き、確実な定期検査受検及び適切な管理推進を図っていくことが必要である。

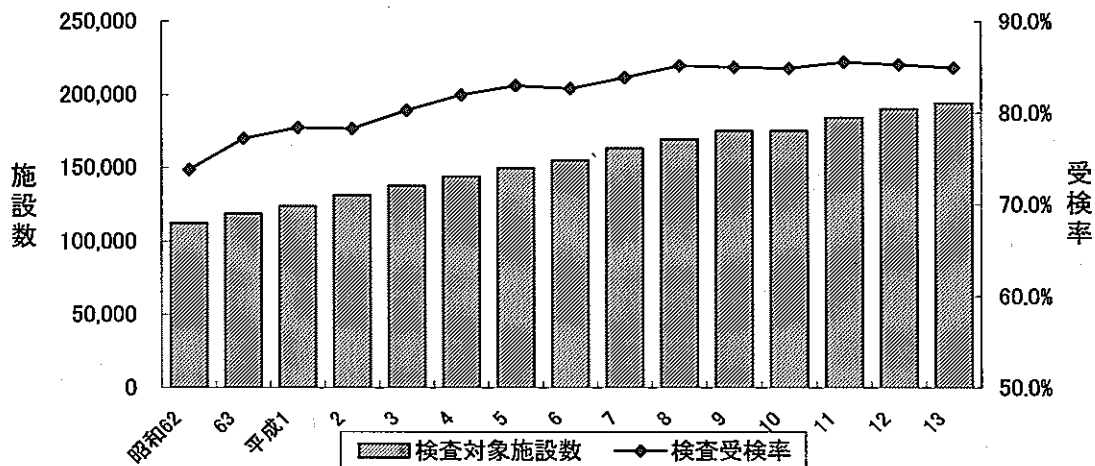


図 簡易専用水道の検査対象施設数及び検査受検率の推移

## 5. 給水装置の維持管理対策

給水装置は、需用者に直接水を供給する設備であり、その維持管理の適否は供給水の水質及び人の健康に重大な影響を与えることから、水が汚染し又は漏れないよう需用者自身が注意をもつて的確に管理を行うことが必要であり、また、需用者等に対して維持管理に関する適切な情報提供等を行うことが重要である。

このことより、給水装置（給水用具）の定期点検を含めた維持管理について、需用者、給水装置製造会社、指定給水装置工事事業者、水道事業者、のそれぞれの立場でどういう役割及び方策が有効であるかを検討することが必要となっている。